

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

長野市居町72番地1 清水由紀子ほか44名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成14年4月30日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議員塩沢昭、同大和代八、同望月雄内、同服部宏昭、同萩原清、同母袋創一、及び同寺島義幸の7名が、平成13年6月10日から同14日までの5日間、タイ王国で行った「東南アジア経済事情地方行政視察」は、旅費として合計140万円（公費の支出限度は1人20万円）の公金を知事、支出手続担当者らをして支出させた。

本件視察は、「東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬等」を調査目的としたものであるが、実際には、視察は1日間のみしかおこなわれず、残りは、「バンコック郊外視察」「バンコック市内視察」という名目で、水上マーケット、ナコンパトム、エメラルド寺院、アユタヤ遺跡、バンパイン遺跡などの観光に終始している。

本件視察は、直前の5月13日から5日間の日程で行われたタイ王国、並びに5月27日から6日間の日程で行われたタイ王国・カンボジア王国の、各「東南アジア経済事情地方行政視察」とともに、視察制度（「海外視察・奇数期」）、視察対象国、視察期間、視察内容・目的などからすると、極めて類似した「視察」内容であり、公務性がないといえるものである。

このように、観光に終始した公務性のない「視察」に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記7名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅費全額を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年4月30日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年5月23日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成13年6月10日から6月14日までの間に実施された県議会議員（以下「議員」という。）の東南アジア経済事情地方行政視察（以下「本件視察」という。）に係る旅費の支出について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、海外視察を行った議員に対して、報告書に関し補足する点等を文書により照会するとともに、寺島義幸議員から聞き取りを行った。

また、本件視察の旅行業務を扱った旅行代理店に対して、文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

監査対象事項は、請求人が主張する違法、不当なものではなく、本件請求には、理由がない。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外渡航制度は、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等に基づいており、本件視察は定められた手続に従い、次のとおり実施されていることが確認された。

なお、この制度は、平成14年4月1日に改正が行われている。

- ア 議員による海外視察の計画策定
- イ 議長への海外行政視察実施計画書の提出
- ウ 議会運営委員会への協議
- エ 海外視察の実施
- オ 議長への報告書の提出

(2) 本件視察の概要について

本件視察は、議員当選回数が奇数期の議員を対象とした「東南アジア地域における海外渡航」の制度により実施されたもので、視察を行った議員及び海外行政視察実施計画書に記載されている視察期間等は次のとおりである。また、視察の概要については別紙のとおりである。

- ア 視察議員 塩沢昭、大和代八、望月雄内、服部宏昭、萩原清、寺島義幸各議員及び母袋創一前議員
- イ 視察期間 平成13年6月10日～6月14日
- ウ 視察先国 タイ王国
- エ 調査目的 東南アジア経済事情地方行政視察
- オ 調査項目 東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬、タイ国立伝染病院表敬

(3) 本件視察に係る旅費の支出状況

議員の外国旅行の旅費については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）第10条の規定により、その都度定めるとされており、本件視察については、議員一人当たり200,000円、総額で1,400,000円の旅費が支給されている。

これらの旅費に係る会計処理については、搭乗券の一部に保存がないものが認められた以外は、関係条例、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従って行われていることが確認された。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨）とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならず（法第2条）、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており（地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条）、このような法の趣旨を踏まえると、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、観光に終始した公務性のない視察に対して公金を支出することは、違法不当であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るための事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的に見てその妥当性を評価すべきものとする。

本件視察については、海外行政視察実施計画書によると、調査目的は東南アジア経済事情地方行政視察となっている。視察報告書並びに関係人からの聞き取り及び提出された補足説明資料によると、本件視察においては、アジア通貨危機後、経済の回復過程にあるタイ経済の状況に関して調査が行われている。JETROバンコックセンターでは、所長からタイの経済概況や日系企業が果たしている役割等について説明を受けるとともに、意見交換を行っている。また、本県から進出した企業の工場を訪問したり、企業の社長との懇談を行い、進出時の状況や企業の現況を調査するとともに、バンコック長野県人会の会長や役員など、タイにおいて活躍する本県の関係者と懇談し交流を深めている。

また、タイにおける医療制度について調査が行われており、タイ保健省では事務

次官や担当職員から、全国民に均等に医療を行うことができない現状にあるタイの医療事情について説明を受けるとともに、併設されているタイ国立伝染病院を訪問し、国の中核病院として機能する本病院において肺結核やエイズ関係の病棟を視察している。

さらに、観光地における観光産業の振興に関して視察が行われており、バンコック郊外の水上マーケットでは、いろいろな要素を組み合わせる観光振興が図られている点を捉え、成熟しきった縦割構造といわれる組織や考え方ではなく、農業、商工業、観光業の横の連携による中山間農業農村地域の産業振興という視点から視察を行っている。エメラルド寺院では、仏教が生活のすみずみまで浸透し、高い価値観が培われているタイの実情を視察している。

このように、本件視察は、本県における行政課題に関連してタイの経済や社会状況等について視察するために計画され、実施されたものであることが認められる。視察日程を見ると、本県から進出した企業等の訪問調査のほかに、世界的な遺跡や寺院等の見聞による調査が主体となっている視察箇所も少なくないが、関係人から視察の状況を確認したところ、これらの視察箇所においても、参加した議員が統一的な行動をしており、視察目的に沿ってそれぞれの議員が政策判断に資するための視点から視察を行っているものと認められる。また、議員自身が実際に様々な見聞をすることにより、知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、本件視察について全体的に見ると、公務性が一概に否定されるものではなく、本件視察を不当とまでいうことはできない。

以上のことから、請求人の主張は認められない。

(別記)

請求人

住 所	氏 名
長野市居町72番地 1	清 水 由紀子
長野市大字檀田26番地 3	岩 田 弘 子
飯山市大字飯山1973番地15	関 口 聖 一
長野市大字小柴見142番地の54	宮 尾 敬 子
上田市大字上田原1237番地34	堀之内 優 子
長野市稲里町中氷鉋953番地 7	久保田 倫 子
須坂市大字須坂1479番地	堀 内 旬 子
長野市中越 2 丁目15番 8 号	出 口 公 宣
埴科郡坂城町大字南条808番地の 2	山 崎 陸 人
長野市大字南長池917番地	森 山 昌 子
上高井郡小布施町大字飯田154番地 6	小 林 見 法
長野市川中島町四ツ屋1406番地 1	塚 田 美知江
上水内郡牟礼村大字豊野1429番地120	田 中 雅 雄
長野市上松 3 丁目39番14号	江 原 米 子
長野市上松 3 丁目 5 番19 - 9 号	中 谷 仁 美
長野市大字稲田716番地の14	田 中 静 身
中野市大字岩船296番地 1	田 中 孝
長野市大字富竹872番地	近 藤 正
長野市篠ノ井布施高田26番地 7	三 井 多美子
長野市川中島町今里868番地54	山 崎 和 代
上田市中央北 1 丁目 1 番 9 号	高 村 裕
長野市篠ノ井岡田2985番地	宮 沢 久
木曾郡檜川村大字贅川1582番地	小 澤 彰 一
上高井郡小布施町大字小布施854番地39	倉 科 浩 彰
長野市大字安茂里1150番地 4	山 口 貞 子
長野市皆神台169番地	清 水 弘 子
長野市川中島町今里1547番地	山 崎 千鶴子
長野市大字北長池350番地	舟 田 弘 子
長野市大字若槻団地 1 番地93	田 嶋 季 晴
長野市大字南堀26番地の20	山 岸 堅 磐

長野市合戦場 2 丁目51番地	赤 羽 豊 喜
長野市篠ノ井布施五明 1 番地23	永 原 征 夫
須坂市明德12番地の 3	前 島 章 良
長野市宮沖185番地	傳 田 紀 昭
長野市吉田 4 丁目25番46号	藤 沢 薫
長野市大字西尾張部517番地	井 上 淑 子
長野市三輪 2 丁目34番11号	竹 内 哲 雄
長野市大字南長野西後町625番地の 6	竹 村 利 幸
長野市青木島町綱島109番地15	坂 口 幸 隆
長野市桐原 2 丁目13番21号	宮 澤 国 夫
長野市大字稲葉2748番地 7	近 藤 けさ子
長野市若穂保科2865番地24	若 林 律 子
更埴市大字森2590番地12	中 村 宏 美
長野市大字東和田749番地 6	今 井 和 子
長野市大字富竹545番地 3	小 林 美喜江

(別紙) 東南アジア経済事情地方行政視察の概要

年 度	平成13年度	渡航名	東南アジア経済事情地方行政視察									
主 催	長野県議会											
旅行期間	平成13年6月10日(日)～6月14日(木) 5日間	渡航先	タイ王国									
議員氏名	塩沢 昭、大和代八、望月雄内、服部宏昭、萩原 清、母袋創一、寺島義幸											
随行者等	随行なし											
実施計画書の内容	1 視察期間	平成13年6月10日～6月14日(5日間)										
	2 視察先国	タイ王国										
	3 調査目的	東南アジア経済事情地方行政視察										
	4 調査項目	東南アジア進出企業の視察、タイ保健省表敬、タイ国立伝染病院表敬										
議会運営委員会への協議	平成13年4月18日											
旅行前の経過												
視察日程	月 日	地 名	現地時間	交通機関	内 容							
	6/ 9(土)	成田泊										
	1 10(日)	成田発 バンコック着	11:00 16:00	航空機								
	2 11(月)	バンコック		専用車	バンコック郊外視察 ・水上マーケット ・ナコンパトム バンコック市内視察 ・エメラルド寺院 ・暁の寺院							
	3 12(火)	バンコック		専用車	ミネベア(株)現地工場視察 タイ保健省及び国立伝染病院訪問 JETROバンコックセンター訪問 バンコック長野県人会との懇談							
	4 13(水)	バンコック発 アユタヤ着 アユタヤ発 バンコック着		船 専用車	バンコック郊外遺跡視察 ・アユタヤ遺跡 ・バンパイン遺跡 (株)セイコーアドバンス現地工場社長との懇談							
5 14(木)	バンコック発 成田着	8:35 16:05	航空機									
旅行命令	起票年月日	平成13年5月15日										
支出額 (円)	氏 名		塩沢 昭	大和代八	望月雄内	服部宏昭	萩原 清	母袋創一	寺島義幸	計		
	支 給 額		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,400,000		
	(参考) 算 定 額	国内旅行分	運 賃	26,700	25,020	25,440	25,240	25,707	19,400	19,772		
			日 当	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000		
			宿泊料	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300	13,300		
		外国旅行分	航空賃	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	68,000	
			現地交通費	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000	
日 当			28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000		
計		275,460	273,780	274,200	230,880	274,467	268,160	268,532				

(注) 視察日程中の現地時間は、出発前の予定時間である。